

【1. 規約の履行】

出展社は以下に述べる各規約および、主催者から提示された「出展のご案内」にて配布する「出展の手引き」の各規定(以下に説明する【展示に関する規約】に一部記載されております。)を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出展社から事前に支払われた費用の返還、および出展取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社および関係者の損害も補償いたしません。

【2. 出展資格】

出展社は主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する法人とします。また、主催者は実行委員会の出展基準に従い出展審査を行い、出展申込企業が出展基準を満たすか否かを決定する権利を持ちます。

【3. 出展申し込みおよび出展の支払】

- 3-1. 本展示会は、主催者が定める出展に必要な書類を主催者が受領し、「申込金の請求書」を出展申込企業に送付し、主催者が入金確認できた時点を、正式な申し込みといたします。
- 3-2. 出展料残金は、申込金を差し引きし、請求書を送らせて頂きます。主催者が定める期日までに出展料のお振込がない場合、主催者は申し込みを取り消す権利を持ちます。

【4. 出展キャンセル・取り消し】

- 4-1. 出展申込書を主催者が受領した後の出展取り消し、解約は認められません。出展社のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し、解約をする場合、出展社は書面にて主催者に届け出た上、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。

4-2. キャンセル料

お申し込み後	2月15日まで	請求額の50%
	2月16日以降	請求額の100%

- 4-3. 出展申込を正式に受理した後でも、出展企業において「出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。

【5. 展示スペースの割り当て】

- 5-1. 展示スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、主催者にて決定いたします。出展社は、その結果に従うものとします。
- 5-2. 出展社は、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
- 5-3. 出展申込キャンセルなどがあった場合、主催者は、説明会で発表した小間配置のレイアウトを変更する権利を持ちます。

【6. 書類の提出】

出展申込を正式に主催者が受理した後、主催者から提出を求められたすべての書類を出展社は指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を主催者は持ちます。

【7. 展示に関する規約】

- 7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが展示対象です。
- 7-2. 出展社は、出展申込書に記載された法人および製品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。
- 7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者の提供する「出展のマニュアル・提出書類」に規定され、出展社はこれを遵守しなければなりません。

- 7-4. 出展社は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。
- 7-5. 出展社は、強い光、熱、臭気、または大音響を放つ実演など他社の迷惑となる行為または、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無や実演などが他社に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展社はそれに従うものとします。
- 7-6. 出展社は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- 7-7. 展示会会期中および会期後に来場者・出展社などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)があったと主催者が判断した場合、出展中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを主催者は行う権利を持ちます。また、出展社はこれに従うものとします。
- 7-8. 展示会会期中および会期後の出展社と来場者間における商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。
- 7-9. 出展社は主催者に届け出た後、自社のブースのみ撮影することができます。

【8. 損害責任】

- 8-1. 主催者はいかなる場合においても、出展社およびその従業員・関係者が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- 8-2. 出展社はその従業員・関係者・代理店の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。

【9. 開催の中止・短縮・延期】

- 9-1. 天災、感染症、テロ、国・行政などからの指示・命令、その他不可抗力などにより展示会開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止、開催期日・開催時間の短縮、開催延期を行うことがあります。その場合、主催者が上記の決定後、速やかに出展者に通知・公表することとします。なお、この決定および実行により被る出展者の損害については、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 9-2. 開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、主催者は既に発生した経費を差し引いた出展料の残額を出展者に返金します。
- 9-3. 開催中(搬入・装飾期間及び会期)に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展料等は返金しません。また、それによって出展者が要した費用等については補償しません。

【10. 個人情報の取り扱いについて】

- 10-1. 出展社は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活動をお願いします。特に第三者提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。
- 10-2. 出展社は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。
- 10-3. 出展社は、展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。
- 10-4. 出展社が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で、紛争が生じた場合は、両者で協議して当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際、一切の責任を負いません。